⑸　豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

⑹　（略）

２　（略）

３　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（ワクチン非接種区域において、法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の２の⑵の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　（略）

⑵　（略）

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　（略）

⑵　移動制限区域内で採取された精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑶～⑸　（略）

５　（略）

第10・第11　（略）

第12　ウイルスの浸潤状況の確認等

１　疫学調査

⑴　（略）

⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、ワクチン非接種農場においては、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場（ワクチン非接種農場に限る。第12において同じ。）の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④　（略）

⑸　豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

⑹　（略）

２　（略）

３　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の２の⑵の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　（略）

⑵　（略）

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　（略）

⑵　移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑶～⑸　（略）

５　（略）

第10・第11　（略）

第12　ウイルスの浸潤状況の確認等

１　疫学調査

⑴　（略）

⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④　（略）